

2月は

# 相続登記は

# お済みですか

# 月間です

**相続登記手続きおよび  
遺言に関するご相談に  
初回無料で応じます**

福岡県司法書士会では、2月を「相続登記はお済みですか月間」と定め、2月1日～2月末日、福岡県内の司法書士が相続登記手続きおよび遺言に関するご相談に初回無料で応じます。下記電話番号にて、最寄りの司法書士事務所をご紹介いたしますので、お気軽にお問合せください。

## 相談事例

相続登記が義務化されたらしいけど、どうしたらいいの？

遺産分割に時間がかかり、相続登記が申請できないけど、どうしたらいいの？

相続登記の申請義務を負う人が重病だけど、どうしたらいいの？

長らく相続を放置した結果、複数の相続が発生し、相続人の範囲が分からない…

連絡が取れない相続人がいるけど、どうしよう…

将来トラブルにならないように遺言書を残したいけど、どうしたらいいの？

相続登記を放置すると相続人の数が増え続け、権利関係が複雑になることもあります。相続登記がされていない不動産は売却できず、有効活用もできません。

**是非、この機会にご相談を！**

司法書士総合相談センターにてお近くの司法書士事務所をご紹介いたします。

な や み こ う し よ う  
☎ **0570-783-544**

(平日10時～16時) \* 相談日時は紹介先の司法書士と調整ください。  
\* 事案や条件によっては紹介できない場合があります。

主催 福岡県司法書士会

後援 福岡法務局

福岡県司法書士会

検索

お問合せ先／ 福岡県司法書士会 **092-722-4131** (平日10時～16時)



福岡県司法書士会HP

法務局  
からの  
お知らせ

預けて  
安心!

**自筆証書の遺言書を法務局に預けられます!!**

法務局による自筆証書遺言書保管制度が開始されました。